

# ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。保険料は毎月納付し、当月分の保険料の納付期限は翌月末日までとなります（例：5月分の保険料納付期限→6月末日）。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方\*の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、ご相談ください。

※納付義務のある方とは…被保険者本人（納付義務者）、世帯主および被保険者の配偶者（連帯納付義務者）

○問合せ  
熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 **0570-05-4890**



## かみかわの歴史・発見！

### 第35回 展示資料紹介④「奈良時代の瓦」

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

瓦は、飛鳥時代に仏教とともに百済くだらという朝鮮半島南部に存在した国から伝来し、飛鳥寺（奈良県明日香村）で初めて使用されたといわれています。今から1450年ほど前のことです。

町内では、城戸野廃寺（伝緑野寺旧跡・大字新宿）、皂樹原遺跡（大字元阿保）、精進場遺跡（大字新里）などから、奈良時代の瓦が出土しています。この時代、瓦を葺く建物は、寺院や役所などの建物であることから、付近に寺院があったと考えられます。

中央公民館に展示されているのは、皂樹原遺跡から出土した軒丸瓦のきまるがわらと軒平瓦のきひらがわらです。これらは軒先を飾る丸瓦と平瓦で、瓦当がとうめん面に文様が施されています。

軒丸瓦は、ハスの花を表現した蓮華文で、複弁七葉（写真上）・複弁八葉（写真下左、径約18cm）・単弁十六葉（写真下右）があります。花びらの中の子葉の数が一枚のものを単弁、二枚のものを複弁といい、「葉」は花びらの数をあらわしています。軒平瓦には重弧文じゅうこうもん、花菱文はなびし、唐草文からくさがあります。



軒丸瓦(皂樹原遺跡出土)

## 都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

問合せ 建設課 都市計画管理担当 ☎0495-77-0702 FAX0495-77-3915

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

日時 7月18日(火)午後2時～

場所 本庄市役所 6階 大会議室

内容 児玉都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

### ○都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期間 6月2日(金)～16日(金)

※土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

場所 埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、  
神川町建設課、本庄市都市計画課、美里町総合政策課、  
上里町まちづくり推進課

内容 児玉都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更



埼玉県都市計画課  
ホームページ

### ○公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象 神川町、本庄市、美里町、上里町に住所を有する個人および法人

提出方法 6月16日(金)午後5時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、持参または郵送(必着)で、神川町建設課(〒367-0292)または埼玉県都市計画課(〒330-9301 所在地記入不要)まで。なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。(電子申請届出サービスの詳細については、埼玉県都市計画課ホームページをご確認ください。)

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。

※傍聴を希望する方は、6月30日(金)以降に神川町建設課にお問合せください。

### ○問合せ

埼玉県都市計画課(048-830-5341)

神川町建設課(0495-77-0702)

※変更原案については、6月2日(金)から埼玉県都市計画課ホームページでもご覧になれます。

## 計量器(はかり)の定期検査

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

計量法の規定により、取引または証明に使用する計量器(はかり)は、2年に1回埼玉県が期日を定めて実施する定期検査を受ける必要があります。

該当する計量器(はかり)をお持ちの方は、定期検査を受けてください。

日時 6月7日(水)午前10時～正午、午後1時～3時

場所 神川町役場北側車庫

対象 取引・証明に使用している、ひょう量250kg以下の機械式はかり

※電気式はかり、ひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途はかりの使用場所で検査

用意 はかり(検査するもの)、申請書、検査手数料